

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和4年10月28日(金) 衆・法務委 吉田 はるみ 議員(立憲)

6問 檢察官の男女共同参画の取組に関して、法務大臣の所見を
問う。

[取組の重要性について]

- 檢察を支える個々の職員がその能力を存分に発揮することができるようするためには、性別やライフステージを問わず、職員一人一人がやりがいを感じ、働きやすい職場づくりに努めることが重要だと認識。

[引き続き必要な取組を推進]

- (ただいま刑事局長から答弁したとおり) 檢察においては、男女共同参画及びワークライフバランス実現に向けた各種取組(注)を行っているものと承知。
- 引き続きこれらの取組を積極的に推進するとともに、職員のワークライフバランスの実現(や風通しのよい職場環境を醸成する)など、働きやすい職場づくりに向けて必要な取組を推進していくものと承知。」

(注) 檢察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後1年以内に合計35日以上取得
- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得について配慮するよう指示
- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
- ・ 育児休業中の女性職員への職務に関連する情報の提供などがある。

(参考1) 法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画(通称「アット・ホウムプラン-プラスONE-」)

女性の職業生活における活躍推進と全ての職員のワークライフバランス推進を目的とし、

① 職員のワークライフバランス推進のための働き方改革に関する取組

- ・業務効率化及びデジタル化の推進
- ・働く時間と場所の柔軟化
- ・勤務時間管理の徹底
- ・マネジメント改革
- ・全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備

② 女性の職業生活における活躍推進のための取組

- ・女性の採用の拡大
- ・女性の登用目標達成に向けた計画的育成
- ・女性職員のキャリア形成支援、意欲向上
- ・相談できる体制づくり

③ 次世代育成支援推進のための取組

を柱とする取組内容等を定めるもの。

(参考2) 過去3年間の検察官育児休業取得率

検察官	男性			女性			全体		
	育児休業 取得可能者数	うち育児休業 取得者	割合	育児休業 取得可能者数	うち育児休業 取得者	割合	育児休業 取得可能者数	うち育児休業 取得者	割合
R1年度	57	13	22.8%	24	23	95.8%	81	36	44.4%
R2年度	68	38	55.9%	23	23	100.0%	91	61	67.0%
R3年度	54	38	70.4%	21	22	104.8%	75	60	80.0%

(参考3) 平成30年11月18日衆・法務委員会(国光委員に対する答弁)

○ 辻政府参考人

検察官について申し上げますけれども、委員御指摘のとおり、女性検察官の活躍を推進すること、またワーク・ライフ・バランス実現に向けて取り組んでいくこと、これは非常に重要なことであるというふうに認識しております。

そこで、検察官につきましては、法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画というものの、通称アット・ホウムプランと申しておりますけれども、これに基づきましてさまざまな取組を行っていると

ところでございます。

その一端を御紹介申し上げますと、例えば、育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等の各種休暇制度を周知いたしまして、それらの取得を促進するということ、あるいは早出遅出勤務の活用等によりまして、個々の事情に応じた柔軟な勤務を可能とするといった取組を行っているところでございます。

そのほか、ただいまプロフェッショナリズムということで御指摘ございましたけれども、育児休業中の検察官に対しまして、最近頻繁に行われております法改正の事情等につきまして、職務の復帰に備えて有用な情報を提供するといったような支援も行っておりますし、小さいことかもしませんが、子育て中の検察官に対しましては、保育園等の情報を提供するといったことも行っておりまして、申し上げたようなほかにもさまざまな形で取組を行っておりますし、女性検察官に活躍していただける、ワーク・ライフ・バランスも実現できるような働き方をできるような取組を積極的に推進しているところでございます。

【責任者：刑事局 大原総務課長 内線██████ 携帯████████】